別表第二号第40を次のように改める。

第40	1,621.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、31.5kHzとする。								

別表第三号18中「、空港無線電話通信を行う無線局、空港無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線局」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第七十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の二の規定に基づき、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月三十日

総務大臣　佐藤　勉

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の五から第一号の八までを次のように改める。

一の五から一の八まで　削除

第二条第一項第一号の十一中「第一号から第一号の六まで及び第一号の八」を「第一号の四」に改め、同項第三十九号中「第四十九条の十五の二第一項」を「第四十九条の十五第一項」に改め、同項第四十号中「第四十九条の十五の二第一項及び第二項」を「第四十九条の十五第一項及び第二項」に改める。

別表第一号一⑶アの表中

「備設線無の八の号一第項一第条二第	○	○	○	○		○			
備設線無の九の号一第項一第条二第	○	○	○	○		○			○

」を

「備設線無の九の号一第項一第条二第	○	○	○	○		○			○

」に、

「備設線無の号八十二第項一第条二第	○	○	○	○		○			

」を

「備設線無の号八十二第項一第条二第	○	○	○	○		○			

」に改め、同⑶ウ中「、第一号の八」及び「、第四十九条の十五第二項」を削る。

									○
									○
									○
									○
									○